

裁判所書記官

本 人 調 書

(この調書は、第6回口頭弁論調書と一体となるものである。)

事 件 の 表 示	令和元年(ワ) 第16225号
期 日	令和4年9月15日 午前11時00分
氏 名	被告W
宣誓その他の状況	裁判長(官)は、宣誓の趣旨を説明し、本人が虚偽の陳述をした場合の制裁を告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。

陳 述 の 要 領

別紙反訳書のとおり

以 上

せん
宣

せい
誓

りょうしん したが しんじつ の なにごと
良心に従って眞実を述べ、何事

かく いつわ の ちか
も隠さず、偽りを述べないことを誓

います。

氏名

被告Wの署名押印

被告 W 代理人

乙イ第3号証を示す

これは、あなたが全部お書きになって、ワープロを打たれたのもあなたですね。

はい。

この中で、何か訂正するようなことはありますか。

2ページ目の「インタビューの様子からも」とあるところは、これは、エッセーの、私の間違いです。

それから、インタビューに答えておられますよね。

はい。

インタビューに答えられた中身について、何か訂正する事がありますか。

表面的ですが、書名を引用し間違えました。ロラン・バートの「テクストの快楽」とあるところを、本当は「文学の記号学」です。あれはうっかりミスをしておりました。この2点です。

具体的に、本件事件に関係するというか、直接関係するようなことで訂正することはないですね。

ありません。

あなたがセクハラをしたというか、決定的なセクハラをしたというふうに向こうが言っている日のことについて聞きますが、それは、原告が陳述書に書いていることと違いますか。何か事実経過についてはそのとおりですか。要するに、事実関係としては、彼女がいよいよなったら結婚しますと。

それは当日のことですね。

当日のことです。結婚しますと。それを受けて、心配するな、卒業をしたらば俺の女にしてやると言ったという。

それは事実です。

それは事実ですね。

はい。

あなた自身が、細かいことでどういう発言をしたかというのは覚えてらっしゃらなかつたのかしら。

いや、その席では、流れは覚えております。先ほども、それで、日頃からそうですけれど、割とフランクに話し合つて、いろんなことを話しております。その流れで、将来のことの話になつたときに、彼女の方の、原告の方が、結婚をするというふうになつたので、なのでというふうに、そういうふうに、その場の雰囲気につられて引き出された言葉だとは思っておりますけれども、それは、どんな立場であれ、そのこと自体は教師としてあるまじきことだと思って、今も反省しております。

あなたは、別に彼女を、結婚したらば、自分の女にしようというふうに本当に考えたわけじゃないですね。

いや、それは、考えていませんし、私のような風体では無理でしょう。その場の調子で、そういうことを言つてしまつたということですね。

はい。

彼女は、その場からすぐ席を立つて行つちやつたんですか。

そこは、彼女の陳述書を読んで記憶をたどつてゐるんですけども、そのときは、閉店までいたという記憶は僕にもあります。だから、その場ですぐ席を立つたという印象は僕にはありません。

コットンクラブを選んだというのは、初めからコットンクラブに行くつもりだったわけじゃないんですね。

僕は、今でもサイゼリヤだと思ってるんですけど、それは多分、僕の記憶間違いだと思います。原告の方がそうおっしゃるんだったら。どこかへ行って、日本料理うんぬんを、おぼろげにしか記憶はありません

んけれど、初めからコットンクラブへ連れていくということはなかつたと思います。

記憶がないけれども、サイゼリヤだと思ってたけども、彼女がそう言うんなら、多分そうでしょうということですね。

はい。

そのことについては、あなた自身は、やっぱりまずかったと反省してるということですか。

それは、断りにくい立場であるという原告の主張は、確かに原告の立場になってみるとそうかもしれないですので、そこは、申し訳ないと思います。ただ、私の主觀として、いつも他の生徒にもやってるんですが、フランクに文学の話をしたり、さまざまな話をするときに、ついお酒を飲んで、食事をしながらしゃべるということが、私の教育、長年の教育の中で、そういうことが身に付いていましたので、その場でもそのような誘い方をしたと思います。

特別、彼女に対して、何か目を付けてというか、性的要求をしたいとか、そういう気持ちがあつて誘ったということではないですね。

ありません。才能には愛着を感じましたけど。

他の、彼女は女性で、男性の人はほとんど誘われてないみたいなことを言つてるんだけど、それはそうではないですか。

そんなことありません。私は、ゼミの、学部の方ですけれども、ゼミの後、大体毎週学生たちと飲んでいました。それで、飲みながらわいわいやるのが私なりの教育の仕方であったと、そのときは思っておりました。ですので、特定、原告の方だけをピックアップしたということはありません。

あなた自身が、そういう飲み会なんかとか食事の会に誘ったのに、それを拒否したためにひどい目に遭ったというか、将来を駄目にされてしまったとい

う人がいるんだというふうに、原告がおっしゃってるんだけど。

それは一切ありません。先ほどの原告のお話で、Oさんのお話が出てました、その例として。私も、それは目を通しました。1年目の学生ですが、これは、私のゼミではなくて、他の先生のゼミ生です。ただし、入学前、いろいろと相談を受けたりなんかしたので、指導には気を遣って、いろんなことを言いましたが、なかなか学習がはかどらないのと、こちらが命じたことをしない。それから、簡単に言えば学校に余り来ない。困ったものであると。ただし、それは私のゼミ生ではないので、何かを命じてとか、何とかはしません。ただ、結果、修士論文が余りにもひどかったので、修士論文の審査会というのがあります。その修士論文の審査会で、私ともう一人の方と、もう一人の先生、Q先生、二人で厳しく叱責して、このような態度で研究を続けるというのは間違っているということを、これは公に修士論文の場所で口にしました。だから、それは私に、私が何かそのOさんに頼んで、彼が断ったので、それで、仕返しにひどい目に遭わせたという文脈では全くなくて、他の、例えば、用事を頼んで断られたとか、飲み会に誘って断られたとかいうおかげで、私から不本意なことをされた人はいない、私が不本意なことをした記憶はない。ありませんし、それは断言できます。それに、一切私は無理強いをしないというのが基本方針でしたので、いろんなことを生徒に要求しますけれども、ただ、それが、相手が拒んでいるということであれば、それはそれ以上無理強いをして何かをさせたり、何かをしたりということは一切ありません。

あなたに逆らうと、まるで入学までも黙黙にされてしまいそうだみたいなことを言っておられたけど、そういうことは。

そんな権限は僕にはありません。

セクハラと言われている、その当日のことだけれども、触ったりしたことはないですね。

はい、ありません。

二度言わされたみたいなことを、原告はおっしゃってるんだけど、それは。

私は一度だと思っております。

孰のように、卒業したら俺の女にしてやるみたいなことを、何回も言ったとかいうようなことはないんですね。

ありません。

あなたに対して、あなたが原告に対して目を掛けているというか、そういうようなところがあったようなんですが、それはどうなんでしょうか。

目を掛けるというのは、才能に対してですか。はい、私は、教育の方針の一つとして、もちろん一定の水準の教育は皆に与える。ただ、この子は伸びると思ったときに、ある意味では、いろんな刺激を与えて、いろんな本を読ませたり、いろんなところに連れてていっていったり、あるいはいろんなことを試みさせたりして、そういう意味で、えこひいきをするというのであれば、私は40年間、そのようにえこひいきをすることは、私なりの教育の一端だと思っておりまして、それで確実に学生が伸びていくのを知っておりますので、そういうことをしておりますが、ただ、私が早稲田での授業は、毎年、マイルストーンという評判記があるんですが、それを見ていただければ分かるように、いつでも最高点です。つまり、一般の授業でも、私の授業は十分学生たちに届くように授業をしている。その上での話です。そういう意味で、批評も同じように、えこひいきだというのはそういった意味です。原告が女だからとか、かわいいからとか、そういうようなことでえこひいきしたとか、そういうことはないですか。

そういうことはありません。例えば、書面に出てくる **I** さんという

のは、僕が近畿大学時代に、正にえこひいきして、早稲田の教授にまで育てた人物です。

そうすると、それは、女だからというんじゃなくて、男性に対してでも同じで。

才能に対してです。

当日のこと、当日というのは、先ほどの、俺の女に、卒業したらしてやると言った当日のことなんだけど、そのことについて、あなた自身が謝罪したんですか。

はい、謝罪文を提出しております。

甲第27号証を示す

これが、それですか。

はい、そうです。

ここに書かれているのが、あなたの気持ちの問題ですね。

はい。

その他、あなた自身がセクハラをしたということで、雨にぬれて彼女が来たら、洋服を着替えなさいと言って、裸が見えるかもしれない、その場で着替えたから、裸が見えるかもしれないみたいなことを言ったと言うんだけど、それについてはどうなんですか。

まず、何よりも、震えてらっしゃったので、別に特別扱いする必要はないんです、本当は。授業をそのままやればいいんですけど、寒そうにしてらっしゃったから、着替えなさいと。ただ、本当にそこで着替えると思わなかったので、当時、どぎまぎして、不穏當になった言葉になったことは認めます。

何か彼女が着替えられている間、外で着替えたとしたら、授業を中断されることになるからねというようなニュアンスのことをあなたが。

それはないと思います。

原告がトイレにでも行って着替えたら、授業は授業で進めたと、そういうことですね。

はい、もちろんそうです。

それから、満員電車に乗り合わせて、体が接触したというんだけど、彼女は別の車両に乗りやいいんじゃないかっておっしゃるけど。

それは、その車両でたまたま会って、それは、私が推薦してる文芸まんがっていう会に、彼女も積極的に参加してきたことで、たまたま電車に彼女を見いだしたので、これは積極的に来てくれたんだと。それで、お話をしたと。

ちょっとその乗る前から、わざわざ彼女が乗った車両にということではないですね。

はい。車内で気付きました。

あなたが、おむすびを買いに行かせたとか、いろいろ言っているなんだけれども、それから、エレベーターの中で背中を突いたとか、酔っ払って頭をなでたとか、背中をつづいたとか、肩に触ったとか言ってるんだけど、そういう事実はあるんですか。

おにぎりについては、あったかもしれませんけれども、定かには覚えておりません。エレベーターの中でというのは、例えば、前が詰まつていて、背中を押して、先へ進めるようにしたり、脇に人が来たときに、こういうふうにやったり、私、そういう意味では、割と注意をそういう形でする癖がありまして、そういう意味では、何度かというか、原告がおっしゃるような機会が全くなかったとは言えないと思います。

具体的には、記憶にはない。

はい。

それから、何か特別な思いで、彼女の短パンの足を見たとか言ってるんだけど。

それは、まず、見たことも覚えておりません。大学への調書の中にそれがあったときにのけぞりました。全く、記憶にもないし、そのようなふうにお取りになられてると思ったのは、ちょっとある種ショックでした。

それから、何か特別な意味のありそうなやり方で、かわいいと言ったとかいうのは。

いや、男子にも女子にも、ちょっとかわいいかっこうをしてきたら、かわいいねとか、かっこいいねとは、日常的に言いますので、何か妙な気持ちがあつて言ったわけではありません。

一緒に酒飲んでるときに、自分のおつまみを相手の皿に移したというようなことを言ってるんだけど、そういう事実はあるんですか。

それは、定かに記憶してないけれども、あっても不思議はないと思います。私は、割とそういうことをします。ただ、彼女は私に対して非常に初めからフランクで、ため口をきくんです。先ほどの尋問にもありましたように、寄付してくれとか、そういうことを平気で言える関係がありました。言ったり、されたりする関係でありましたので、そのある種の気安さというものは共有してたと思いました。だから、そういう中で、食べ物をシェアというか、分けたりなんかするのは、他の学生にも同じようにやっております。

彼女から拒否されたことはないんですね。

その食事の席ですね。はい、ありません。

そういう、先ほど聞いたけど、そういうことを拒否したから、何か将来を駄目にするなんて、そんなことはないですね。

そもそも、私にはそんな権限は、そんなに偉い教授でもありませんし、そんなことはいたしません。それに、私、職業柄、お互いを批判することで生きてきたわけですから、批判をしたり、何かすると、それ自

身が健全な振る舞いだと思ってますから、何か駄目出しをしたりするというのは、それは、別段何かした、それで、私の言うことを聞かなかつたら、私の批判を聞かなかつたから、こいつは駄目だとか何とかというのは、日常的な学生レベルや作家志望の人たちのレベルでそんなことをしたことは一度もありません。

会計のときに、寄付と言ったのに、キスだって聞いたということを言ってるんだけど、そういう事実はあるんですか。

よく覚えておりません。もしそうだとすれば、先生が先ほどおっしゃったように、聞きが悪かったので聞き返したのかもしれませんし。それはつまびらかに覚えておりません。

そのときの会計というか、お金はあなたが払ってるの。

僕、基本的には、学生と飲むと、自分で払ってましたので、そのときも私が払ったと思いますけれど、その特定の、今言われてる問題の場面を明確に思い出せないので。でも、割り勘にさせるということは、私はめったにないので、私が払ったと思います。

彼女としては、彼女というか、学生自身がおごってくださいということを言うのは当たり前の状態。

余り当たり前だと困るんですが、私の場合は、割と当たり前に、学生たちは、いわゆるたかります。ですから、そういう機会はありました。彼女が特別に、そのときも寄付してくださいって、おごってくださいというふうに言ったというようなことは記憶にないんですね。

言われて初めて。これもやはり大学の調書で初めて、そういうことが申し立てられているというのを知って、それは驚きました。

パワハラで、村上さんとかについて、非常な批判をしたということなんだけど、その点は、彼女に対するパワハラとしてそういうことをやったんですか。

そんなこと、そんなことありません。そんなこと言ったら、日本中の

何人かの読者はみんなパワハラを受けたことになってしまう。一口にパワハラということに関しては、私は疑問がある。要するに、批判をすると、批判にはどうしても力が伴いますから、それをパワハラと受け止められるかもしれません、ただ、批判の力を欠いたら、文学も思想も成立しないの。村上春樹さんやユングについて思想的、文学的弱点については、私は、物を書き始めてもう40年近くになりますが、初期から一貫してこういう、この文学性や思想性というのはよくない、社会にとってよくないんだという私の判断を常に持っておりますので、そういう意味では、もう40年間パワハラしていると言っても過言ではない。

村上批判というのは、従前からあなたがいろんなところで批判の書面を書いたりなさってるということですね。

はい。

特に、彼女が村上ファンというか、傾倒しているということで意図的に批判をしたというようなことはないですね。

そんなことはありません。ただ、一方的に好きなものを好きだ。好きなものだけ読んで、好きな考え方だけなじんで物を書いたり、考えたりしてもろくなことはないので、やはり違った見方や違った力はそこにあるんだということには目覚めさせなきやいけない。それは、教師の役割だと常に思ってましたから、どっぷりと対象に漬かってる人に対しては、常に相対化するように、そのときには、ときにはちょっと強い言葉で言うこともありますけども、それは、私なりの教育の一番大事な柱だと思って、これまでやってきました。

私の質問はこれで終わりますけど、何か更に付け加えて言っておきたいことがありますか。

やっぱり、一番戸惑ったのは、特に1年目、最初の学年の最初のとき

の入試の段階で、初めから目をつけたということを言われておるんですが、そもそも8名というのは、上限8名というのは、あれは博士課程までの8名であって、私たちのところでは、修士課程のみですので、修士課程というのは、2年から4年まで、それから博士課程は3年から6年まで、つまり最長で10年、学生を持つわけで、一人の教員が、その人数の上限が8名で。それで、その8名、修士課程だけのコースというのは私のところしかなかったので、それが適合されたと思うんですが、その文言をもって私が、その人数を操作してるとか、それから、見た瞬間に、この子は他の先生を押しのけてまで採ろうとか、それは一切なくて、これは何度も申し上げてますけど、あれは2次試験ですから、落ちる場合があるんです。ですので、普通に私が手を挙げなければ、書面にも書きましたけれども、H先生やK先生や、何人かの詩をやってらっしゃる先生が採ればよかったです。そしたら、私は何も手を挙げません。そういう意味では、詩の専門家じやありませんから。ただ、私たちのやり方では、担当の教員がいないと引き受けられないというのをずっと、それが慣習というか、申合せ事項と。過去にも、1次試験は通っているけれども、誰も担当者が手を挙げなかつたから落ちたという例は幾つもあります。陳述書にも書きましたが、原告は、落とすにはしのびないほど、ある種原石的な才能があった。これで、他の先生方が取らないで、私が手を挙げないと、この人は2次試験で落ちると。それは惜しいなと。それが、まず最初の、教育者としての最初の直感で。そして、その原石を何とか磨こうという形で、1年間、いろんな配慮をしました。ところが、そのことごとくが全部、初めから囮い込んで、いわゆる継続的に心身を縛りつけて、自分の言うことを聞かせるように仕向けた上で問題の容疑に至ったという文脈が作られていて、これに対しては、大学の調査でも、何度も

申し上げたけども、非常に不本意な、残念なことだと思っております。陳述書の中で、普通、1人の教授に2人、特に多くて3人が必要なんだとおっしゃった。それが、今おっしゃったことですね。

はい。

最大8人のはずじゃないかって、他の資料があるけど、それは、博士課程も入れての話ですか。

はい、そうです。

原告代理人

あなたの方で、陳述書とか、それから映画藝術での説明とかあるので、それを拝見して、それでお聞きしたいのですが、この大学院、現代文芸コースの大学院の入試というのは、まず、2次試験で面接があって、そこで合格ラインに達しているかどうか、それを判断して、それを担当教員を決めるということでよろしいですか。

いえ、2次試験まで通すという、最初の試験があります。2次試験に呼んで、それは面接のことですが、面接で呼んで、面接をして、それで最終的に担当者がいれば、成績がよくて担当者がいれば合格させるということです。

準備書面を見ますと、原告は合格ラインには達していたと書いてあるんですね。

1次試験。

2次試験ではないですか。

はい。2次試験というのは、最終的ですから。2次試験は、結局、だから合格したわけですよ。

そうすると、面接の結果として、引き受ける教員がいなければ不合格ということですか。

そうです。

そこで、2次試験の結果が出るという、こういう解釈ですか。

そうです。一般的に、彼女が取った点数は、そのまま誰かが引き受ければ合格するという意味での合格圏内に達していたということです。制度の仕組みとして、引き受けの教員がいなければ、1次試験に合格しても合格しないということですか。

はい。

そういう制度なんですか、早稲田は。

そういうものです。

裁判長

一旦まとめさせていただきます。要するに、まず、2次試験では、一定の点に達していない人は、まず、問答無用で落ちるわけですね。

はい。

一定の点に達していても、どなたの先生がうちのゼミで取ると言わない、誰も言わなくて残ってしまうと、落ちることがあると、そういう理解なんか。

はい。

原告代理人

それで、H先生は、原告を引き受けないとはっきり言ったのですか。

手を挙げません。

手を挙げない。

つまり、原告の志望書に、H先生が第1志望ですから、本来ならH先生が採ればいいんです。

H先生、原告は第1志望なので、引き受けられないのですかという確認はしないのですか。

その場ですか。

はい。

しましたよ。あの人は、要するに、他に、2名でしたから。探るとは言いませんでした。

要するに、ちょっと原告は引き受けられないとおっしゃったわけですか。

はい。そうでなければ、こういう話になりません。

まず、よく分からるのは、2次試験の前に、どこのゼミを希望するかという意見は聞きますよね。希望を聞きますね。

はい。

それは、尊重されないのですか。

それは、尊重されない場合もあるということは事前に話してあります。一般論として、されないケースがあるというのは分かりますけども、希望する先生のところに、少なくとも枠があれば、それは通してもらえるわけですか。

枠というのは、その2名3名のことですか。

例えば、あなたの場合は2名という枠を持ってましたね。

はい。

それが空いてれば、それは通してもらえるわけですか。

面接のときの態度、その他で、この子を2年間育てるという決心が付ければ取ります。

そうすると、受験生で、一人一人について、ある先生はこの人は気に入った。だから、私は、気に入ったっていろんな意味があると思いますけどね。採りたいと言えば通っちゃうんですか。

最初の一一定ラインを超えていて、そのときに順位が付いてるんです。

順位が付いていて、そこで、どのぐらいの差し引きをするかというのは、その場の先生たちとの話合いです。

今の一定のラインというのは、1次試験ですか、2次試験ですか。

1次試験です。そのとき、多めに取ります。

2次試験で、そういう客観評価があるわけではないですか。

2次試験は、飽くまでも面接と、面接です。

ですから、客観評価があるわけではないですか。

面接評価と、それから志望みたいなものです。志望動機みたいなものですね。

それを見ての、教員の方が、この人の言うことは、私は評価するから採りたい、それで決まっちゃうということですか。

そういうことではなくて、大学院の研究っていうのは専門分野が非常に限られておるのから、自分が責任を持つ学生というのは、1年に1人か2人しか責任を持てないんですね。したがって、機械的に、2人、3人なりを取ることではなくて、この人を育てようと思う人を取る。そのための、それを確認する場所がその2次試験です。

H 先生が引き受けってくれなかつたとおっしゃつますが、**K** 先生はどうだったんですか。

引き受けてくれませんでしたよ。

はっきりと、**K** 先生は、この原告は、創作を志望してゐるけど、私は引き受けませんとおっしゃつたんですか。

いいえ、彼は、そのとき何もおっしゃつてなかつたと思います。

それで、一方で、あなたは、2名の枠を一応、それが限度だと決めていて、既に、うち1名は決めていたということですね。

はい。

それで、あと1枠ですけども、**B** さんという希望者がいましたね。

はい。

それなのに、なぜ希望している **B** さんを取らなかつたのですか。

(略)

(略)

(略)

(略) 私が、私のゼミに引き受けても十分この人を育てられる自信がなかったので、私は、そちらの方は取りませんでした。そしたら、

K さんが手を挙げてくださいました。

受験生の希望というのは尊重されないのでですか。

基本的には、尊重する方向を基軸ですけれども、それには限度があるということです。

それで、Kさんに、もし引き受け手がなかったら、Bさんはどうなっちゃうんですか。

引き受け手が、Kさんがなかったら。

なかったらどうなるんですか。

それは、多分落ちてたんじゃないですか。

あなたを希望する人がいて。

(略)

Bさんについて、幾つか、今、引き受けられない事情をおっしゃいました
けども、それを言うなら、原告というのは、あなたの研究の範囲からすると、
かなり遠いところにある人じゃないんですか。

いや、それは、問題は、文学に対する潜在力をどう見きわめるかの問題
ですから。彼女は、これは伸びると確信しましたから。

それは、教員全体で共有するんですか。

何をですか。その人その人の教員の、それは力量です。

いやいや、共通に確認するんですか。

何をですか。

あなたが今おっしゃった、なぜ原告を探るのかということについて、客観的な状況というのは。

見込みがありそうだと。伸びそうだと。そのときの言葉では、この子
は伸びるねと、そういう言葉です。

そのぐらいの言葉で共有するわけですか。

はい。

確認しますけど、あなたは少なくとも詩歌は専門ではないですよね。

それは、陳述書に書きましたが、専門というのは、私はもともと、私
の希望は書いたとおりです。

もうちょっと具体的に聞きますね。あなたは、詩の創作を目指した大学院生
を、あなたのゼミに所属させたことはありますか。

ありません。

詩の実作指導を経験したことはありますか。

実作指導はありますよ。書くことがありますから。

早稲田大学でありますか。

ありますよ。

実際に、ゼミ生に引き受けて指導したことがあるんですか。

ゼミ生、どちらのゼミ生ですか。

早稲田大学の大学院で。

大学院ではありません。

原告に対しては、原告は創作を希望していたわけですけれども、創作ではなくて批評の研究、学習をさせようとしたということですか。

そうではなくて、陳述書に書いたように、まず、文学をやる基礎体力
みたいなものを、私の目からは欠けているというふうに感じたので、
1年目は、まずその基礎体力を付けると。その上で、2年目になって、
どういう方向に行くかを相談しましょうという、それで預かったんで
す。

現実に、じゃあ1年目は、詩作の指導とかというものは、創作の指導という

のは、実際にはされてないわけですか。

してません。書いたものは、1回2回読みましたけどね。それと。
いや、結構です。

詩の実績がないとおっしゃるから。私は、今、お名前を出した川上未
映子さんという方がデビューのときに。
結構です。

私が見いだしました。

それで、そういうあなたの言い方からすると、この裁判に、原告の同学年と
か先輩の人が陳述書を出してくれていて、原告があなたのゼミに配属になっ
たのは、あなたのたっての希望であるとか、それから、原告はあなたが気に
入ったからゼミ配属になったんだというのは、それは、じゃあそのとおりと
いうことになるのですか。

彼らはそう思ったわけですね。それは、私の不徳のいたすところです。
現実に、気に入ったという中身はいろいろあると思うけども、基本的にはそ
うだということですね。

裁判長

そこには、気に入ったというのが学問的な意味で気に入ったというふうに被
告は述べていて、そのところがちょっと争いがあるので、気に入ったをも
うちょっと定義して聞いてください。

原告代理人

じゃあ、撤回します。原告は、M氏から、あなたが原告の離婚歴を知って
気に入ったというふうに聞いているんですけども、違いますか。

それは、Mさんがそう思ったとすれば、遺憾だと思います。私は、
そんな記憶はありません。

それから、不良枠というのが、あなたのゼミにあることは間違いないですね。
間違いありません。

不良枠でもって、これまで何人ぐらい探ったのですか。

不良枠で探ったということですか。

はい。

大学院ですね。

大学院です。

大学院では1人か2人ですね。

そのうち、女性は。

女性は2人か、男が1人かな。女性が2人か。

あなたは、原告について、あいつは不良枠で探ったんだというふうに周囲に言っていましたね。

はい。

それから、面接の際、原告は批評理論に基づかない創作をしたいと述べたことは覚えてますか。

覚えてます。

それは、Wのやっていることは駄目だということかと尋ねたことは覚えてますか。

そこはよく覚えておりません。

それから、職歴の話になったときに、結婚しているのと尋ねて、原告が離婚していると答えたことは覚えてますか。

結婚してると尋ねたのは、僕ではなかったと思いますけど。

じゃあ、離婚してると答えたのは。

その言葉は記憶にあります。

それから、面接の最後に、君は何も分かっていないから聴講に来なさいと勧めてくれたことは覚えてますか。

それは、最後かどうかは分からぬけれども、そのような言葉をその後に言ったのかもしれません。その場で言ったかどうかは記憶にあり

ません。決まってないですから、まだ。

この年、他の受験者に聴講を勧めたということはありますか。

えつ。

他の受験者に対しても、聴講を勧めたことはありますか。

他の受験者に対してですか。

はい。

この年はないと思います。

先ほど、ちょっと話題になってましたけども、村上春樹とか河合隼雄とか、そういう人に対する批判、それから、それに対して罵倒という言葉を、こちらは表現していますけれども、そういう厳しい批判をしたことは間違いないですね。

はい。

それで、死ねという言葉まで使ったようなんんですけど、死ねとはどういう意味ですか。

それは、文学的誇張です。

文学的に生き残るには値しない、そういう意味だということを説明されてますね。

私はそう思ってます、はい。

そういうふうに言われればいいんじゃないですか。死ねと言わないで。

それは、私の軽はずみなところだと思います。

そういう言葉は、オープンな場では使われてますか。

オープンな場というと授業ですか。

例えば、出版とか。

幾らでも使ってます。

出版の場で、死ねという言葉を使ってますか、この批判に。

死んだ方がいいぐらいのことはインタビューで言ってるはずです。

何か記憶されているのはありますか。

余り多いんで覚えておりません。

それほど多く死ねという言葉を使ってますか。

そこまで使ってないと思います。

それから、そういう作家とかだけではなくて、村上春樹などを読むのは田舎者とか、読者までも批判していませんか。

読者を批判することと、村上春樹を批判すること。

批判していませんか。

田舎者というのは批判になるんですか。

田舎者と、じゃあ言ってませんか。

田舎者という言葉ですか。

はい。

使ったかもしれません。

研究計画書を通じて、原告は村上春樹らを敬愛していること、その研究をしようと大学院を志したことは分かってますね。

はい。

その村上春樹らに対して、死ねとか言って罵倒し続けることで、原告は精神的ダメージを受けたことは想像できませんでしたか。

それはできませんでした。

聴講開始後の個人的な講評で、個人というのは一対一の講評でいいんですけどね。入試時に原告が提出した創作について、見てやるから持ってこいというふうに言った覚えはありませんか。

十分記憶しておりません。

講評したときに、署にも棒にもかからないというふうに言ったことは覚えてませんか。

それは、原告の計画書ですか。何についてですか。

1次試験のときに、創作を出すじゃないですか。

創作を出したものについて。

それを持ってこいというふうに言って、講評したことないですか。

その試験の後ですか。

そうですね。聽講開始後ですから。

聽講開始後に、試験のときの詩を持ってこいと。

はい。

それは記憶ありません。

講評したことは覚えてる。

講評というのは、試験の場で、それについて感想を述べたかもしれません。

試験の後にはないですか。

それは、場合によってはあったかもしれません。

箸にも棒にもかからないというふうに評したことは記憶してませんか。

彼女についてそう言ったかどうか分かりませんけど、そういう言葉遣い、私はよくしますので、言ったとしても不思議はないと思います。

あなたの授業で、原告は発表したことはありますか。

それは、1回発表させようとしたら、原告自身が、私はできませんと言いました。これは、大学でも聞かれました。こういう場合、発表させて恥かかせたらかわいそなうなので、まだ1年目ですから。そして、先ほど言いましたように、基本的なことを十分分かっていなくて、そこで発表させると、彼女自身が傷付くので、これは私の判断で、もう少ししてから発表させようと思いました。

おまえには発表は無理と言って、発表させないことが多かったのではないですか。

いいえ。彼女がまず最初に、私、発表できませんと言いました。

成績を見ますと、ところが、原告には、あなたの科目でAとかAプラスが付いてるんです。それはどうしてですか。

出したものがよかったです。

発表も十分にできていないわけでしょう。

発表はできませんよ。そういう発表のようなパフォーマンスは、そういうときに、A、Aプラスを付けるのですか。

甘かったかもしれませんね。

授業なんかでは、一方では、かなり厳しいことを言って、そういう、一方では甘い対応があるのはどうしてなんですか。

甘い対応というのは、何についてですか。

例えば、今の成績もそうですね。

先ほど言った質問のことですか。つまり、質問をたくさんされるのは、教師としてはうれしいので、ちゃんと答えます。それを押された、甘い対応とおっしゃるなら。

今言ったように、例えば、成績であり、それから、例えば、食事に誘うだと、そういう甘い対応と差があるのは何でなんですか。

授業の厳しさと、その甘い対応に差があるかという。

はい。

それは、多分、私の癖だと思います。

大学の調書を見ますと、あなたが他の教員が申立人の合格に反対していたと述べているようなんですけれども、少なくとも、他の教員は誰も引き受け手がなかったというのは、合格に反対したという意味だというふうに説明しておりますね、あなたが。

はい。合格に賛成していないという意味です。

あなたは、そうすると、俺が採らなければ、おまえは受からなかつた、反対を押し切って原告を取つたというのは、正にそういうことを言うわけですか。

反対を押し切ってとは言ってないと思いますよ。

じゃあ、どういうふうに言ったんでしょう。

だから、その後の方ですね。私が採らなければ、枠が、君を引き受け
る場所がなかったと言ったと思います。

そう言われば、もうあなたのおかげで大学院にいられるんだという心境に
なるとは思いませんでしたか。

そこまで思いが至りませんでした。

本当に他の教員は反対していたのでしょうか。

はい。反対というよりも、どなたも手を挙げなかつた。

その割に、指導教員の変更は、途中で H 氏にスムーズにできましたよね。

それが、だから問題なんです。つまり、それは、私の出来事を M さ
んたちが一生懸命、原告にいいように計らってくれたんであって、そ
れは特例です。

先ほど、O さんの陳述書について議論がありましたけど、この尋間に至っ
て、初めていろいろおっしゃってるんですが、こういうことは、この裁判の
中で、O さんの陳述書は随分前に出てるんですけど、何か反論されてまし
たか。

いいえ。

さっき、突然尋問の場でおっしゃったわけですよね。

はい。その前にその話が出ましたから。つまり、レベルが違う。

ハラスメント行為の関連に移りますが、先ほどからのお話だと、4月20日
に俺の女うんぬんという発言があつて、それは大変問題であった、それはす
いませんでしたとあるんですけれども、それ以外は、特に大した問題ではな
いのですか。

どういうことですか。これ以外ということ。

いろいろ大学の調査でも、いろんな問題が指摘されましたよね。

他の方のことについてですか。

いやいや、あなたのことです。あなたの原告に対する態度です。

それは、ですから、身に覚えがありません。

じゃあ、4月20日のその発言以外は、身に覚えがないということですか。

身に覚えがないというか、自分の下心でそういったスキンシップ的なことをしたというような記憶はありません。

例えばすけれども、大学の調査で、申立人が短パンや短いスカートをはいているときに、これは大学の調査を読み上げてるだけですよ。申立人の足元を、見られた女性である申立人が見られたことを気付く程度の時間見たことがあり、また、継続的にこれらの不快感を与える行為を行ったことが認められると認定されてるんですね。認定されてるということは知っていますね。

それは知ってる。ですから。

知っていますねでいいです。

はい、知っております。

この点について、ヒアリングでは、あなたは何と説明したのですか。

多分、否認してると思いますが。

記憶にないですか。

はい。

先ほどのお話だと、記憶にないということですよね。

個々に、いつ、何をどうしたと言われても、それは分からないです。

分からぬ。じゃあ、積極的な反論はなかったということですか。

それについてですか。

ヒアリング。

だから、そのときに僕が弁明したのは、私は日頃からスキンシップ的なことをするので、何かの弾みにそのように捉える行動をしても不思議ではないと、そういうふうには申し上げたと思います。

じゃあ、スキンシップという言葉が出たので聞きますけれども、エレベーターの中で、原告の背中を指で押したとか、それから、電車の中で原告とあなたの体が接触する状態で、その接触を、あなたが原告に近づいたことに生じていて、必然性のない不必要的身体接触だというふうに大学の調査は認定しているんですね。それから、さらに、現代文芸コースの学会後の飲み会で、あなたが原告の隣に座り、指先で原告の肩を押したり、頭を触ったりしたとも認定しています。この認定していることは御存じですね。

認定は、したことは知っています。

この件については、あなたはヒアリングでどう説明したんですか。

それは、不服を言いました。

接触自体は否定してないんですか。

接触というのは、どれのことですか。

身体の接触です。今幾つか挙げましたよね。

弾みでそういうことをしてしまった可能性は否定できないと言ってました。

先ほどの、現代文芸コースの学会後の飲み会の場合というのは、教員の席と学生の席は別になってたんじゃないですか。

それはよく覚えてません。

それで、スキンシップという言葉をおっしゃるんですけども、男女同じだというふうに、映画芸術でもおっしゃってるんですね。

はい。

ただ、この裁判で、何人かの方が陳述書を出してくれて、W先生からはスキンシップを受けた覚えがないというふうに男性の方はいずれも言ってるんですけど、そんな男女区別なしなんて実態はあったんですか。

お二人でしょう。

3人です。

でしょう。私は今まで、学生、何万人と預かって、恐らくその何万人のうち、何千人以下には、そういうスキップをしております。
そういうことを、あなたのおっしゃってることを支えてくれる陳述書を出してくれるかたはいなかつたんですか。

私ですか。

はい。

はい、いません。私がそれを求めませんでしたから。
それから、食事の件を聞きますけども、これも大学の調査で、あなたは原告と2人で食事に行くことが何度もあった。出掛ける際は、飯行くぞと言って連れ出していると認定しています。あなたは、ヒアリングでは、この点についてどう説明しましたか。

そのように言ったと思います。

じゃあ、事実はそうなんですね。

はい。食事に誘ったことは事実です。

それで、あなたは、教員、学生の隔てなく自由に話し合う、あるいは食事や飲み会に誘って、食事に意図的に誘ったわけではない等々の説明をされてい
るんですが、一つお聞きしたいのですけど、原告の学年で、原告と同じよう
に何度も食事に誘った人はいますか。

何人かいいると思いますよ。

具体的には。

覚えておりません。

あなたが指導する院生は、当時、原告を含め2人いましたよね。

上の学年にもいました。

同学年だけでいいんですけど、取りあえずお聞きしたい。その院生2人、原
告を含む院生と、あなた、その3人で一緒に食事したことはありますか。

なかつたと思いますね。

なぜ、原告とばかり食事していたのですか。

話を、そこで、その場合、話をしていろんなことを教え込むというか、僭越ですが、いろんなことをインスピアするのには適切だと思ったからです。

食事の関係で、先ほど、主尋問でシェアの話が出てましたよね。

はい。

実際、あなたがしたのは、直箸で移したり取ったりということをやってたわけですね。

記憶ありません。やったとしても不思議じゃない。

それから、上着の着替えの話が出てきましたけども、上着を借りて着替えるという話になったことは、そのとおりですね。

はい。

その際に、裸だったらどうしようと言ったことも間違いないですか。

はい。それはどぎまぎしちゃって、不穏な言葉だと思いました。

不穏なことというのは、そのことですか。裸だったらどうしようという言葉を言ったことが不穏だったと。

だから、そのときに、その場をどう繕おうかと思って、とっさにそういう言葉が出たんだと思います。

大学の調査で、トイレに行って等の指示もなく、授業の中止で学生の視線が原告に集中する中で着替えざるを得なかったと認定していることは分かっていますよね。

はい。

このことについては、どういう説明をしましたか。

もう大人なんですので、当然トイレに行くと思ってました。

あなたからは、言ってはいないんですね。

いや、言いません。

あなたは、一般的に学生や院生に無理強いをしないということを、先ほど主尋問であれこれおっしゃってましたね。

はい。

御存じのように、この裁判には、原告の上級生とか先輩とか後輩から、多くの陳述書が出てますね。

はい。

それで、あなたは高圧的な態度を取ってるとか、差別的な対応をしているとか、そういう批判がいろいろあることは御存じですね。

はい。読ませていただきました。

2017年4月20日、原告に詩を見てやるということで声を掛けましたか。

はい。

これは、原告から頼まれたんでしょうか。

そのところが、記憶が定かでないんですけど、ただ、流れでは、もう春休み終わって、もう2年目の指導に入るときですから、多分、私の方から詩を見てやると言ったと思います。

原告は同人誌に詩を発表していますが、あなたはそうした同人誌を原告から渡されたことがありますか。

なかったと思います。

詩の創作を続いているということを、あなたは知っていた。

おぼろげには知っていました。

どういうふうにして知っていたのでしょうか。

それは、彼女の周りから、時々話題になるとき聞いておりました。先ほどもおっしゃってましたけど、それまでの間は、詩を見てやったことはなかったんですね。

それが最初の前提で、私は、見ませんけれどいいですかと言ってお預かりしてる。

見てない事実は間違いないですね。

はい。

原告は在学中に詩集を出版していますが、それは知っていましたか。

1冊目の方ですか。

はい。

はい、知っておりました。

詩集の出版に当たっては、H 先生や詩人の R 先生が尽力してくれていますが、指導教員のあなたは関わっていますか。

関わっていません。

そのあなたが、突然、~~1月~~ ^{4月※後に訂正}に詩を見てやると言ったわけですけども、これは修論の計画書提出の目前の時期ですね。

はい。

そうすると、もう一人、指導している院生にも、同じようにこの時期に声を掛けたんですか。

それはよく覚えておりません。その人その人のペースですから。

その際に、詩を大学の構内、中で見てあげたんですか。

はい。

中で。

研究室で。

ただ、すぐ、飯でも食いながら話そうと食事に誘ったのではないですか。

はい。空腹でしたので。その続きをしようと思いました。

それで、食事をしたのは、さっきのあなたの話だと、コットンクラブなのかもしれないけども、サイゼリヤではないかなという気もすると、こういうことですか。

はい。

当時、報道当時ですね。コットンクラブでのことだという報道があったかと

思うんですけれども、それに異を唱えたことはありましたか。

ありません。

卒業したら俺の女にしてやるという言葉を言ったことは間違いないですね。

はい。

その前に、体を売るのかという言葉も。

それは覚えてません。そんなこと言った記憶はありません。

俺の女にしてやるという言葉を二度繰り返したことはないですか。

いや、一度だと思います。

それから、出るときに、原告に顔を近づけて、言っちゃったというふうに、
照れながらお話ししたことはないですか。

覚えておりません。

そもそも、俺の女にしてやるという言葉が、考えてみるとすごい言葉だと思
うんですけど、俺の女にというのは、院生があなたの所有物になっちゃうと
いうことですか。

そういうふうに取られるかもしれません、そういう意味ではありま
せん。

あなたは、既婚者か未婚者か。

既婚者です。

そうすると、婚姻外の関係を求める言葉を吐いたということになるのですか。

そうですね。

言葉を聞いて、原告は、はっとして逃げたということは間違いないですね。

そのどこも、先ほどありましたけど、はっとしてかどうかは、私が
はっとした、されたというふうには思いましたけど、その後ね。逃げ
たわけではないと思います。

表情が変わったことは分かった。

多少そうだったと思います。

その時点で、不適切な発言をしたというふうには思わなかったんですか。

それは、だから、今の流れの中で、お互い軽口を言ってる流れというふうな認識でおりましたので、そのときは。ですので、そこは何もしておりません。

原告は、そのはっとしたという、何か表情が変わったとかいろいろあったけども、ダメージを受けているという感じは、あなたにはなかつたんですか。

その場では感じませんでした。

じゃあ、撤回しようとか、謝罪しようという思いは全然ない、その場では。

その場では、その日ですね。

はい。

はい。

プレジデントの報道で、あなたはその取材に対して、過度の愛着の証明だとか、才能を感じると学生であることを忘れてしまうというふうに、当時は説明していますね。

はい。ただ、それ、間違いがあって、証明でなくて、表明です。記者が聞き違いですね。証明しているわけじゃなくて、表明します。

じゃあ、愛着の情を示したことは間違いないんですね。

はい。

少なくとも、この当時は、あなたはこの言葉を恋愛感情を持って説明しようとしていたのですね。

そのときはね。

ところが、映画芸術やら、この裁判になって、親しみを込めたジョーク、あるいは軽はずみだったとの弁解に変わりましたね。

はい。

このジョークか、それとも愛情の表明なのか、どっちが。

それは親しみの中に込めてるはずですけど。

どっちが記憶に忠実なんですか。

記憶に忠実。才能に対する愛着はありました。それで、おっしゃってたあれですか。才能に対する愛着を表明したという記憶はあります。ちょっと分からぬんですけど、才能を感じると学生であることを忘れてしまうとおっしゃってますよ。

はい。

才能に対する愛着以上のものがあったという意味じゃないんですか。

それは分かりません。

それから、**M**主任から、俺の女にしてやるという発言をしただろうというふうに注意をされたことはありますか。

あります。

いつ頃でしょう。

その調書にあるとおりだと思います。

大学から出されている証拠を見ると、**M**氏のメールでは、5月18日に話をしているんじゃないかと思われるんですが、その頃でしょうか。

記憶が定かではありませんが、そういう証拠があるならそうだと思います。

この件で、その当時会ったのは、この5月18日だけでしょうか。それとも、割と近い時期にもう一回あるのでしょうか。

何が。

M氏と会ったのは何回でしょうか。

そのとき叱責されて、近づくなと言われて、その後は、格別この件に關して会っていなかつたと思います。

じゃあ、1回目会ったときですけれども、どういう話がありましたか。

そのときに、そういう問題の発言をしたであろうと。したと。どう思うか。全くそれは教師としてあるまじきことだと反省していると。そ

れで、陳謝しました。そしたら、以後1年間、近づくなとおっしゃられたので、私はそれを守って、1年間、大学で顔を合わせても、私の方からは声を掛けないでおりました。たまたま会って、会い頭、単位は大丈夫ですかと聞いたのは偶然です。

そのことはまた後で聞きますけど、M氏との話について、まず聞きたいんですが、俺の女ということを言つただろうという話は、今出てきましたけども、それ以外のことは何も出てこないんですか。

なかったと思います。

M氏から、それだけですか。

そういうことを言つただろうと。苦情が、相談を受けたから、本当かと言わされたので、本当だと思うと。

でも、御承知のように、大学の調査では、その他の幾つかの問題について、セクハラあるいはハラスメントとして認定しておりますね。

はあはあ。

さっきからお聞きしたようなことね。

えっ、そのことは何も言われてないですよ。そのことは言われてない。食事に誘うだとか。

Mさんとのあれでは、問題の発言について、それのはずを問われ、認め、謝罪し、メールにしたと。

これは、セクハラで、こんなことは絶対駄目だというふうには言われたんですか。

はい。

原告に接近しちゃいけないという命令を受けたということはあるんですね。
はい。

M氏から謝罪要求、原告に謝罪してくれというようなことはなかったですか。

それは聞いておりません。

聞いてないんですか。

はい。

この1回目もそうだし、その後も聞いていない。

はい。1年間聞いておりません。

それで、先ほどちょっとお話ししかかった、原告と遭遇したことがありますね。

はい。

さっきの接近禁止命令、それから、あなたの謝罪文では、距離を置くという表現もありますけど、それだったら、会ったときに近づいていって話すんじゃないなくて、むしろ回避するべきじゃないですか。

近づいていったんじゃないです。鉢合わせです、入り口と出口で。

その場合でも、少なくとも距離を置く。

背を向けて逃げろということですか。

距離を置く、回避するという行動は取らなかつたんですか。

その場ではそうは思いませんでした。

この点も、大学の調査が、事実、述べてまして、この時点で、既にM教授からハラスメントにおいて注意を受けており、指導教員の変更を余儀なくされたことを知っていたんだから、笑って声掛けなどおかしいし、謝罪について無関心なのは不十分な対応だと認定していますが、そのような考えはなかったですか。

そのようにとがめられたときに、もっともだと思いました。

それで、退学を原告がしたということについて、原因は語学の単位不足、合格の単位が足りないと聞いてたんですね。

はい。

これは、誰から聞いた話ですか。

確かに H 先生だと思います。

合格の単位が足りない、語学の授業に出なかった。それは、なぜかということについては聞いていませんか。

聞いておりません。

他の科目の出席状況等をあなたは確認したということもないんですか。

ありません。

例えば、語学以外に、 Y 氏の現代文藝講義、これは 2017 年春学期の演習科目ですけど、この単位も取れてないですね。

存じません。

御存じない、調べてないということですね。

はい。

2017 年 4 月以降、早い時期から、周囲に退学の意思を原告が漏らしていたことを示す証拠を出しておりますけれども、それは見ましたか。

拝見はしました。

この裁判でそういう証拠を出してますけど、御覧になった。

恐らく見ました、はい。

そうすると、自分の行為がその原因を作ったということについて、責任を感じてはいないのですか。

今ですか。

はい、今。今で結構です。

でも、それは、私はそうは思っておりませんでしたから。

今でも思ってないんですか。

はい。

思ってない。

はい。

原告は、この裁判の中で、もうセクハラがいたたまれなくて、本来なら、も

うすぐにでも退学したいところだけれども、修論ぐらいはきちんと書いておきたいという気持ちで頑張ったんだというふうに言っていますが、その気持ちを理解できますか。

気持ちを理解できますが、それを出すための条件を初めから御自分で放棄してるので、何で修論を出したのかがいまだに分かりません。

大学の調査で、別件として、あなたについて、大学の中で別件、もう一件、セクハラ認定をしているのですが、これは、おおよそ結構ですけども、いつ頃のどういうような案件でしょうか。

他の人のことなので差し控えます。

いつ頃でしょうか。

被告早稲田代理人 [REDACTED]

ここで言うハラスメントというのは、原告に対するものを指しているんですか。それとも、全然違う第三者に。

原告代理人

第三者です。

被告早稲田代理人 [REDACTED]

であれば関連性はないと思います。

裁判長

内容は結構です。時期だけ教えてもらっていいですか。

原告との出来事の1年ぐらい前だったと思います。

原告代理人

原告と割と同じようなケースですか。

同じとは。

多くの場合だと、そういうかなりひどい言葉を言ったというケースですよね。

不穏な言葉を言ったと。つまり、それまでも、やはり酒の席で、それも同じケースです、原告の場合と。私の主観では同じケースです。

それは院生ですか。

いえ、学部生でした。

あなたは、大学の中で、答弁書によると、コースの中で指導的な立場にあるということはお認めになつてますね。

私がですか。

そうそう、コースの中で。違いますか。

自分からは言ってません。

答弁書の中で、確かに言ってたと思ひますが。

私が、自分がそこまで、あれはしてません。

大学で、それまでハラスメントについてどのような研修を受けていましたか。

研修は受けておりません。

受けていない。

はい。義務として見る、ビデオは見ました。

2017年4月までに、ビデオは見た。

ビデオ見た記憶があります。

1回。

1回だと思います。

それは、この件の前ですか、後ですか。

前だったかもしれませんね。

ちょっとはつきりしない。

はい。

それで、あなたの御主張を見ると、不穏な発言で傷付いた事実に対しては頭を下げるが、作られる物語には抵抗したいとおっしゃってるんですが、これだと、要するに、俺の女発言以外のいろんなハラスメント、セクハラというものは、作られた物語ということになるのですか。

私の主観ではそうです。

原告の陳述書なんかも御覧になったと思うんですけども、原告が受けた精神的な被害について、全然理解できませんか。

読むことは読みました。

でも、理解できない、共感できない。

原告ですか。

はい。

現在の陳述書ですか。

陳述書、御覧になりましたよね。

随分文章がしっかりとしてきたなと思いました。

見せしめ、犯罪者扱いになっているというのが映画藝術にまた出てくるんですが、むしろ自分の方が被害者というふうに思っているのではないですか。

というよりも、同僚たちに大変迷惑を掛けた申し訳なかったと思います。つまり、私と同じような教育をしている人、いるんですよ。それが萎縮したら、私はその人たちに対して、大変申し訳ないことをしたと思います。

事件が起きたのが、特に俺の女発言が2017年4月ですけれども、それから5年たつんです。あなたは、この件から何か学んだことはありますか。

自分の置かれた立場に対して、かなり自分が今まで慢心をしていて、自分の教育能力を過信していて、それを冷静にチェックするゆとりがないまま、自分では熱心な教育だと思っていたのは、結果的にこのように人を傷付けるようなことになりかねないということに対する反省点が足りなかったと、それはもうこの事件以来というか、すぐにそう思いました。だから、辞表を出しました。

被告早稲田代理人

一個だけ、文学学術院の授業の出席について聞きたいんですけども、演習とかの科目、先生も御担当なさっているんですが、学生の皆さんというのは、

この演習の授業というのはちゃんと来るものなんですか。それとも、来ないものなんですか。

私の知ってる限りでよろしいですね。

もちろんです。

何となく早稲田の文学部というのは、これは私の秘書が言ったことですけど、毎日、ある生徒が毎日いたんですって、毎週。そしたら、私の秘書が、君、そんな毎週いるけど、いつ勉強するのと聞いたと。つまり、勉強は自分で、学校は、その種を得る場所であって、得た種を自分の時間で膨らませろ、そんな、先生の言うことだけを聞いて、文学なんかできるもんじゃない。いわゆる、私が受けた教育もそうですし、我々の教育空間というのは、そういう意味では割とフランクな、しゃくし定規に出席がうんぬんとかいうことはしておりませんので、私も、ですから比較的出席には甘かったと思います。

語学を見て、演習という科目についてですけれども、そうすると、じゃあ、例えば、本当に授業に来なかつたとしても単位がもらえるということはありますか。

でも、それは、私はいい加減ですけど、他の先生方はきちんとしてるから、そんなに甘くはないと思いますよ。

今回、原告さんは、修士論文、一応出してるじゃないですか。

はい。

先生方の方で審査なさってはいますよね。

はい。

そのときに、その学生の出席状況とかというのは情報として上がってくるものなんですか。

ありません。そもそも、生徒、学生を信用してますから、修士論文を出す以上、卒業の見込みがある。単位の取得も見込まれていて、少な

くとも初めから退学や中退が決まってる人間が修士論文を出すなんてことはあり得ない。そこの、H 先生のメールでも最後に書かれてたけども、ある意味では、私たちは読まないでいい修論を読まされたと。その点について、原告はいまだ何もおっしゃってないんだけれど、御自分の希望として修士論文を書くのは立派なことだけど、そのことによって人がどれだけ迷惑掛かるかということを、御自分でどう考えてるのかということを、実はお聞きしたいなと思っていました。

確認ですけれども、そうすると、修士論文を確認される先生方としては、その時点でその学生がどういう出席をしているのかとか、どういう単位を取っているのかとか、それは知らされない状態で、その場を迎えるということになってるということですか。

それはもちろん信頼関係ですから。修論を出す以上、卒業するんだと思って修士論文を読みます。

■裁判官

まず、尋問の中で、大学の調書というお言葉が出ていたのですが、それというのは、どの文書でしょうか。

私が大学で受けた調査委員会と、それから査問委員会の調書だと。私は出しませんでしたけど、原告側からは何通か出てる。それに従って今質問がなされたんだと思います。

甲第8号証を示す

こちらの文書ではないですか。

私の名前が刷り込まれてるやつです。

じゃあ、違うということですね。

はい。

こちらの文書は御覧になったことはないですか。

これは、私の方に来たものと同じものなのでしょうか。

いや、それは裁判所は分からぬので。

私も分かりません。

じゃあ、違うかもしないというか、目を通したことはない。

私の方に来たのはちゃんと目を通してます。それが同一かどうかは分かりません。

いろいろ原告に対する行為、ハラスメント行為とされ得るものについて質問を受けていましたが、あなたとしては、明確に否定しているのは、明確に否定しているというか、原告の足元を凝視したかどうかというのは、よく分からぬ。

はい。

それ以外の点については、記憶はないけれども、そうかもしないということでおろしいですか。

何がありましたっけ。

かわいいという発言をしたとか。それは、御記憶としてはある。

明確に、いつ、どう言ったかは分かりませんが、私のことだから、言っても不思議はないと思います。

学外の講演会のときに、電車の中で会って、ちょっとからだが触れてしまつたかもしない。

それは、満員電車だったので。

だから、事実として。

いや、体が触れたかどうか分かりませんけども、満員電車の中での遭遇ですから。

だから、そこは明確には否定はしないということですかね。エレベーターの中や飲み会や、各種飲み会で、原告の肩を触ってしまったりとか、頭を触ったりとか、背中を触ったかもしないということもよろしいですか。

頻回ではありません。仮にあったとしても、そう何度もではあります

ん。

でも、そういうことはあったかもしない。

弾みでそういうことをした可能性は否定しません。

口頭試問の打ち上げの際に、寄付してという発言が原告からあり、それに対して、キスしてと言ったというところも。

覚えてないんで、原告の告発で初めてのそのことを認識しました。認識したというか、知りました。

その飲み会のとき、飲み会の席ではお酒を飲まれてましたか。

はい。

そうすると、酔っていて覚えてないかもしないという、そういう可能性もありますか。

いや、その流れをよく把握しておらんのですよ。

じゃあ、記憶が曖昧だと。

はい。

突然、原告に電話を掛けて叱責するということも。

それはありません。ただ、書いたように、私はあれが苦手なんです、メールが。それで、また、せっかちななものだから、つい重宝なので電話を掛けてしまうというのが、かねがね私の悪い癖で、原告の場合もそうだったと思います。あったとすれば、そうだと思います。

電話をして。

叱責した覚えはありません。

何か、電話で何か用事を命じたとか、そういうことはありますか。

いや、そんなことありません。叱責したとしたら、何か差し迫った用事で電話して、そのレスポンスが遅いので、どうしたのかというふうに聞いたかもしれませんけれど、それもどんなシチュエーションだったかは覚えておりません。

シチュエーションは分からぬけども、差し迫った用事の際に、何か、どうしたのかと、少し強い口調で言ったかも知れないと。

はい。叱責するというニュアンスではありません。

事実として、少し強い口調で言った可能性もあると。可能性もあるというか、そういう記憶だと。

いや、僕の言葉遣いは割と荒いので、聞き手によつては、何かとがめられてるというふうに可能性があつても、それは不思議はありません。原告と夜遅くまで飲み会をすることがあつたというのも、事実。

それは、いつの話のことですか。

いつかは分かりません。

2時まで、2時過ぎまでということですか。

そうです、2時頃まで。

それは、原告の方の証人も出てましたけど、それは、私が帰ろうとする原告を引き止める、2時過ぎまで引き止めてということは、これはありません。

引き止めたかどうかは分からぬけれども、そういう時間まで飲み会をしたことはある。

あります。コンバ、結構朝までやるときあります。

俺の女にしてやる発言については、したという御認識だったんですが、その場所がどこかというのは、御記憶にないけれども、コットンクラブでないことについては、特段明確に争っているわけではないということですね。

はい。

裁判長

コットンクラブであることについては、明確に争ってないという、そういう御趣旨ですね。

はい。

■ 裁判官

それで、原告を2次試験で採用する際の点についてお聞きします。尋問で、長時間で会議があるかのような発言をされていた、相談をしているかのような発言をされていたのですが、それは、2次試験の面接が終わった後、すぐに皆さんに議論するということですか。

はい、その場で決めます。記憶が新しいうちに決めます。

その学生をゼミに採るか採らないというような基準は、各教授方の教育方針、そのような基準というのは、何か項目を挙げるとすれば、どのようなことなのでしょうか。

ですから、それぞれの先生が、この子は育ててみたいと思う人を探る

と。

育ててみたいと考えるときの要素は、先生の場合でいいですが、何でしょうか。

僕の場合はパワーですね。それと、反発心です。それから、ある程度、何ていうか、人を人とも思わない度胸のよさとか、そういった振る舞いです。ですから、いきなり離婚したなんてことを口にするのは、プラスに考えれば、この人は非常にフランクな人なんだと。文学にとつて重要な資質をそこで見いだして、これはプラスに扱うことができる

と考えました。

文学にとつて重要な資質というのは、先生の専門分野においては、言語化するとどのようなことでしょうか。

疑いと反発力ですね。

それが、パワーや反発心、度胸の強さといったものに表れてると、そういう

ことですね。

はい。

採る人数についての仕組みについて、私、少し理解できなかったのですが、

上限が8名というところの説明について、もう一度お伺いしてよろしいですか。

それは、博士課程まで含んだ、文研と言われる文学研究所というのは、今までみんな博士課程だった。私が属していたのは修士コースだけの大学院なんです。博士課程の場合は、最初に申し上げましたように、1人の学生を最大10年間見る。ほっとくと、10学年の生徒を相手にしなくなちゃいけなくなる。そういう意味で、8人が上限で、その上限は博士課程までの上限なんです。ただ、修士課程について規定がないので、それを流用して、おおむね修士ならば2、3名でやろうと。それで、毎年ずっと繰り返してきた。そういうことです。ですので、証言で、Hゼミは無尽蔵だとかいうのがありましたけど、あれは不正確です。

その審査基準といいますか、この人を探る探らないの基準という、そういう仕組み、面接の仕組みについては、特に学生に公表されてるとか、そういうことはないですか。

ありません。

不良枠というお話が出ましたが、不良枠について御説明、定義いただけますか。

要するに、制度的な人から与えられたことをなぞる思考や文学力ではなくて、自分から、多少お行儀悪くてもいいから、いろんなことを疑って、いろんな方向へ突破していくって、そういう意味で、普通に収まりの利かない力、それを私は不良と呼んで、この40年間、ずっと優遇しております。ですので、1次試験まで辛うじて入ってくれて、そして不良枠で取るという例もあります。

甲第78号証を示す

それと、あなたがやられていたゼミについてなんですが、原告が取っていた

あなたのゼミというのは、甲78号証の2016年秋学期の現代文芸演習2の2という理解でよろしいですか。

2016年秋学期。はい。春もありました。

だから、2の1もですかね。2016年春学期、現代文芸演習2の1と、先ほど言った秋学期のものという理解でよろしいですか。

はい。

甲78号証には、成績評価について書いていないんですが、先ほど、原告に對してはAないしAプラスを与えたというお話であったんですが、そこはそういう御記憶でよいということですか。

具体的な、私が下した成績について、今覚えておりません。でも、記録に残ってれば、そのとおりだと思いますけど。確か大学が出してく
れなかつた単位取得の、あのとおりだと思います。

あなたが大学院のゼミ生に対して、まず、評価は何段階に分かれていますか。

Aプラスから始まって、Aプラス、A、B、C、それからDだったか
な。不可。

Dが不可。

はい。

あなたが大学院のゼミ生に対して、AとAプラス以外の成績を付けたことはありますか。

ありますよ、そりやあ。

ありますか。

あります。他の学生についてですよね。

はい。

あります。

大学のゼミにおいても。

今のは学部ですか。

大学院のお話をしました。

大学院で、私の成績でBやCを付けたことはあるかということですね。ゼミに限ってです。さっきの文芸演習のゼミに限って、A、Aプラス以外の成績を付けたことがあるか。

演習ではなかったかな。あるいは、先ほど出たOさんにそうしたかもしれない。つまり、授業に出てこなくて、そういう方はいたから、そういう場合は、落とすか、レポートだけでCにするか。ですから、御質問では、基本的には、正確には覚えておりません。

ゼミの指導教員の変更があったことは特例だと、先ほどおっしゃられましたが、過去に指導変更があった例は、本件以外にあったんですか。

私は記憶してません。

最後に、あなたのゼミ生に対する指導方法について、改めてお伺いしたいのですが、ざっくりして申し訳ないのですが、指導のスタンスといいますか、そういうところを教えていただけますか。

何をお答えしたらいいのか。要するに、文学を通して、より元気になってくれればいいんです。より元気になるためには批判力と懐疑力が必要だと。それを事あるごとにいろんな教材を使って吹き込んでいくという形で。私の授業を聞く前と聞いた後で、自分の一部がどこか変わっている。あるいは、大きく変わっている。そういうふうな変化を通して、一つの作品なり作家なりと触れ合う。つまり、変化を誘導する。そういう意味で、私は教育をしていったので、村上春樹的な同一化思考、これはやはり私の観点からすると、私が考える文学にとつてはマイナスのものだということを常々申し上げています。

批判力と懐疑力を養うために、先生の方で何か生徒に働きかけるとか、具体的な講義における言動とか、そういったものはどういった傾向になりますか。

要するに、普通の教師よりは、割と言葉遣いが荒いかもしれません。

それから、時折挑発的な比喩とか、ことを言うと思います。だから、おとなしく授業をして、おとなしく聞いてもらうという環境で、自分の口座を認識してきたことはないです。

もう一つ、最後に追加なんですが、原告が入学する前に、先生の講義を聽講していたというのは事実ですか。

はい。

その講義の内容というのを、今、御記憶の限りでいいんですが、内容というかテーマみたいなところの。

批評だとすれば、内外の批評について取り上げて、いろんな批評の形をしゃべってる授業だったと思います。その中で村上春樹が出てくるとすれば、例えば、批判力の問題で取り上げたんだと思います。

■裁判官

大学院入学の2次試験合否の決定のプロセスについて確認させてください。

一般的に、大学院の入学の2次試験をするときに、1次試験に合格された方というのは複数いらっしゃるものですか。

年によって違いますけど、例えば、10名を合格、結果的に合格させるとすると、2次試験には15名ぐらいおります。その倍は取りません。大体10人だったら15人ぐらい呼んで、そこから5人ふるい落とす。

2次試験に複数の入学候補者を呼んだときに、それは同日に、一遍に試験をするのですか。

はい。

先ほど、終わった後に、先生方の間で認識協議をされて、合否を決定する場面というのがあるというお話をしたね。

はい。

それは、一人一人面接して、全てが終わった後に、そういう時間が設けられ

ているということですか。

一人一人の面接のときに、先生方はそれぞれメモを取ります。メモを取りながら、ひと言ふた言言葉を交わすことはありますが、基本的にそのメモだけで、普通に流れ作業で、何しろ、その日のうちに結果を出さないといけないんです。ですので、そのまま、終わった後に会議をして合否を判定する。

全ての候補者の面接を終わった後に、先生方の間で、採る採らないという会議が、どれぐらいの時間、設定されているのですか。

長い場合は1時間2時間。3時間に及ぶときもあります。

一般的なことは、今伺ったとおりとして、原告が入学するときの決定過程について伺うんですけども、他の先生が手を挙げないというのは、どのような状況なのでしょうか。

それは、そもそも、まず、願書に志望の教員の名前が書いてありますから、どうですかと必ずそれは確認します。1次試験通ってるんだから。そのときに、ちょっと他の人がもう埋まってるという答えが返ってくるわけです。

具体的に確認させていただきますけれども、原告の場合は、H先生のところに行きたいというのが書いてあるので、まず、H先生に、採られますか、どうですかという質問が通常行われるだろうということでよろしいですか。

はい、そうです。

その場面の記憶はありますか。

ありますよ。僕、結局、宙に浮いちゃって、どうしようって言ったんですよ。私の仲よくしていた同僚ですけど、こういうの、おまえ得意だろう、やってやんなよっていう。私も、初めから、全面的に乗り気だったわけじゃありませんけれど、多少の躊躇はありました。

確認させていただきますけれども、今の話だと、H先生にどうかと、原告

を探らないかというような話がまずあって、H 先生は、お断りになられたということですか。

はい。引き受けたら合格するわけですから。

その上で、被告 W さんとしては、H 先生の方で採られるように勧めもしたということですか。

いいえ、僕は黙って聞いてました。

誰かが勧めたというお話ですか、今のは。

いえ、僕に、それは。

いいえ、H 先生が聞かれますよね、ます。

はい。

そこで、採らないと言ったことに対して、他の誰かが、どなたかが、H 先生のところを志望しているのだから、おまえ、採ったらどうなのかというような話にはなったのでしょうかという質問です。

他の先生って、僕以外の。

そうです。

それは、皆さん、顔色を、どうする、どうするという顔をしてましたけど、どなたも手を挙げてなかったということです。

それは、どれぐらいの時間、そういうふうになったのでしょうか。

被告早稲田代理人 ■■■

今、陪席裁判官の尋問なのですけれども、争点との関連性から、やや遠くなってきてていると思いますが。

裁判長

そこは、裁判所の質問なので、もう少し構わないと思います。

被告早稲田代理人 ■■■

もし、何かこれでも質問を続けて、事実認定するのであれば、主張立証、こちら、することになると思いますけれども。弁論準備手続で整理された、前

回、これは経緯としての話だというふうに私、お伺いしてたので、それ以上何もしませんでしたが、ここについての質問が重なり、事実認定なるというのであれば、それは立証の機会を与えてほしいということになると思いますが。

裁判長

事実認定は、裁判所は、争点との関係で行いますので、そのバックグラウンドとしての話として聞いていますので。

被告早稲田代理人 [REDACTED]

その限りにしていただきたいです。

[REDACTED] 裁判官

今の話を続けていただけますか。

そこで、だから、みんな顔を見合させて、お互いの意思を、どうする、取る、取らないというふうに言って、みんなも、うーんとか言ったり、こういうふうなやり取りの中で合否が形成されていきます。

その結果。

僕以外には、誰も手を挙げなかったと。

裁判長

指導教員の変更のときに、M 先生からあって、幾つか話が言われました。その内容を、もう一回ちょっと整理して、どういうお話があったか整理してもらってよろしいですか。

私が呼び出されて、その前に、H 先生の方から、指導教員の変更を希望してるけど、この出来事とは別に、私が指導教員だからいいかという、私に打電が来ました。私は、構わない。

そのときは、まだハラスメントという言葉は出てないんですね。

出てません。単純に、教員の変更を打診、私に打診してきた。

それで、先生は、変更は構わないと。

そう、その場で構いません。

その後に、M先生からお話をあって、そこで、ハラスメントという話があつて、指導教員の変更という説明がされました。そのときに、具体的にどういう話があったのかと、何を要求された、求められたのかを、もう一回ちょっと説明してもらっていいですか。

まず、当夜の私の、その問題発言について、本当にそういうことを言ったのかと。私は、十分な記憶はないけれど、確かに言ったと言われても仕方がないと。明確に否定する根拠はない。でも、そうだとしても、多分、話の流れの中でそう言ったのであろうと、弁明はしましたけど。ただ、それはやっぱりそのときに、私は、これは全く落ち度だと思いましたから、すぐ謝罪して、申し訳ないことをしたと言ったら、今度は、M先生が、では、以後、あと1年ですから、あと1年間、原告とは近づかないようにと言われたので、私は極力それを守っておりましたので、その後どのようになったのか、全く分かりません。

それ以外に、何かM先生の方から、何か事情を聞かれたとか、あるいはこういうことになっているんだがというような話があったかとか、そういうところはいかがですか。

それは、原告が、卒業試験のときに、単位が取れてなくて、落ちたというので、みんな慌てて、会議をしたときに初めてM先生からその報告を受けました。

それは、最後の、一番最後の話ですね。

はい。ですから、1年間、何も知りませんでした。

原告代理人

これは、先ほどの面接後の会議の中身についての、Wさんの描かれたことについての確認なんんですけど、H先生については、手を挙げなかつたというのが一番適切な表現ということですか。

そのときの合意形成は、H 先生は採らないんだと。K 先生も採らないんだと。誰も採らないというのは、みんながそう思った。

被告早稲田代理人 [REDACTED]

異議があります。重複だと思います。

原告代理人

重複じゃなくて。

被告早稲田代理人 [REDACTED]

重複だと思います。制限してください。私は正式に異議を申し述べているので、裁定を待っていただきたい。

裁判長

ちょっと待ってください。基本的に、今の質問の内容を、もう一回ちょっと整理して、答え、言っていただいたのですが、重複の部分も若干ありますので。

原告代理人

重複というよりは、W 氏の言っていることが少し、何かぶれがあるようだと思うものですから、確認したいということです。

裁判長

そこを、だから端的に確認してください。

原告代理人

具体的に言うと、面接後の教員間の会議の際に、何か H 氏が断ったという表現でまとめられたこともあるかと思えば、手を挙げなかつたというふうに、最終的にまとめられているように、私は聞こえたんですね。だから、手を挙げなかつたというのは、あなたの認識なんですかということを聞いています。
結果的に断っているわけでしょう。

裁判長

そこが、レトリックな話なんですよ。要するに、手を挙げなかつたというの

と、断ったというのは、要するに自分のゼミに入れる意思がないという意思表示をしたという意味では、認識としては同じなんです。そこはぶれてなくて、表現がぶれたという、そういう意味ですね。

はい。

原告代理人

それともう一点、メモのお話が出ました。流れ作業と出ましたけど、このメモは、全員が共有するんですか。

それは備忘です。

個人個人でやってるのか、共有するのかだけ聞いています。

個人個人でやってる。

以上